特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税に関する事務				
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 ②賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 ③番号利用法に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務のうち軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。				
③システムの名称	 軽自動車税システム 収納消込/滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)軽自動車税賦課ファイル
- (2)軽自動車税収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

| 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の16の項 | 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表にお 27の項 2 番号利用法第19条第8 (主務省令第2条の表にお 27,28の項 3 行政手続における特定 定める事務及び情報を定 (主務省令における情報 第20条、第21条 4 行政手続における特定	号および同号に基づく主務省令第2条の表 ける情報提供の根拠) この個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) 提供の根拠) この個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市役所 総務部 税務課

電話 0790-42-8712

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒675-2395

連絡先

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市役所 総務部 税務課

電話 0790-42-8712

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	7年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年7月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 [・] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・] ぞれ重点項目評値	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び2	全項目評価書
。 \$P\$加上\$和《3·7/3			L 7 - 10/ / \		
2. 特定個人情報の入手(1	育報提供イットリーク:	ノ人ナムを通し	こ人于を除(。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れて	เทอ]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れて	ะเกอ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れて	ะเงอ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	- 通じた提供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れて	เเงื]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れて	เเงื]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得や住基ネット照会を確実に実施し、マイナンバー入り書類の郵送時や特定個人情報の受け渡し・保管に関しては複数人でのチェックや暗号化、施錠保管を徹底することで、リスク対策は十分であると考える。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [〇] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムと住民情報システムにおいて、年度ごとのアクセス権限の管理や人事異動時の権限異動を徹底し、端末アカウントや共有フォルダの整理を含む適切な運用を行うことで、不正なログインなどに対するリスクへの十分な対策を実施している。

変更簡所

変更箇層	項目	変更前の記載	変更後の記載	坦山味期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日		変更前の配載 2015/6/1	変更後の記載 2017/7/1	提出時期 事後	近山時期に深る説明
V:52047.810	1-4-2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (軽自動車税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄「毒務」に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に及る地方税の賦課徴収又は地方税に関する諸を収取了は地方税に関する場合で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省号ので定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠):なし(軽自動車税に関する事務において情報提供をは行わない) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方稅法その他の地方稅に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方稅の賦課徴収以は地方稅に関するよ額査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)(別表第二省令における情報照会の根拠):第20条	事後	
平成29年7月1日	I -5-① 部署	財務部 税務課	総務部 税務課	事後	
平成29年7月1日	I -5-② 所属長	税務課 課長 河原浩申	税務課 課長 上坂寿人	事後	
平成29年7月1日	I -7 請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	
平成29年7月1日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712	事後	
平成29年7月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	事後	
平成29年7月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年5月15日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	税務課 課長 上坂寿人	税務課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和3年9月1日	I -4-② 法令上の根拠	26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ(条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で表って主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二 省令) (別表第二における情報提供の根拠):なし (軽自動車税に関する事務において情報提供 ネットワークシステムによる情報提供は行わな い) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(情報解会者)が「市町村長」の項のう	事後	法令改正に伴う変更
	I I−1	(別表第二省令における情報照会の根拠)	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	対象人数	令和1年5月31日 時点	11/10-10/11/11/1/1/	714	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I -3 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I -4-② 法令上の根拠	い) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 27の項 2 番号利用法第19条第8号および同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 27,28の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主めの番号で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(主務省令における情報提供の根拠) 第20条、第21条 4 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	对家人数	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和7年7月1日時点	事後	